

参 考 資 料

1 福島県農林水産業振興計画の指標（県全体）

第1節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化

1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者等への支援

No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
1	営農が可能な面積のうち営農再開した面積の割合	原子力被災12市町村における営農が可能な面積のうち営農再開した面積の割合	R1 37 %	R6 61 %	75 %以上
2	放射性物質対策が完了したため池の割合	放射性物質対策が完了したため池の割合	R2 71.5 %	R6 89.9 %	93 %以上
3	森林整備面積	1年間に植栽、下刈り、除伐、間伐等の森林整備を実施した面積	R2 6,004 ha	R5 4,754 ha	8,000 ha以上
4	沿岸漁業生産額	沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の属地生産額	R2 21 億円	R6 36 億円	100 億円以上

2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化

5	避難地域12市町村における農畜産物及び加工品の年間産出額	福島県高付加価値産地展開支援事業に位置付けられた農畜産物の販売額及び整備した加工施設の製品の出荷額の合計	R1 — 億円	R5 1.1 億円	80 億円以上
6	福島イノベーション・コースト構想対象地域における農業産出額	イノベ区域15市町村の農業産出額の合計	R1 290 億円	R5 320 億円	400 億円以上

3 風評の払拭

7	県産農産物価格の回復状況(米)	全国平均価格に対する県産米の平均価格の回復状況	R1 98.43	R5 98.73	100 以上
8	県産農産物価格の回復状況(もも)	全国平均価格に対する県産ももの平均価格の回復状況	R2 93.97	R6 93.68	100 以上
9	県産農産物価格の回復状況(牛肉)	全国平均価格に対する県産牛肉の平均価格の回復状況	R2 90.58	R6 95.16	100 以上

第2節 多様な担い手の確保・育成

1 農業担い手の確保・育成

No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
10	認定農業者数	農業経営強化促進法に基づき、市町村等で認定された農業経営改善計画数(経営体数)	R2 7,146 経営体	R5 6,887 経営体	8,500 経営体以上
11	農地所有適格法人等数	農地法に基づく農地所有適格法人数、認定農業者である法人の実合計	R1 746 法人	R5 765 法人	1,100 法人以上
12	新規就農者数	新たに農業を職業として選択し、年間150日以上の農業従事を予定している者	R3 233 人	R6 322 人	400 人以上
13	新規就農者の定着割合	独立・自営就農した者のうち認定新規就農者の就農5年後の定着割合	R2 95.7 %	R5 96.0 %	100 %

2 林業担い手の確保・育成

14	新規林業就業者数	1年間に新たに林業の職に就いた人数	R2 78 人	R6 111 人	140 人以上
15	新規林業就業者の定着率	新規林業就業者の就業3年後の定着率	— (54.7※) % ※H27～H29平均 (参考)	R3 55 %	75 %以上

3 漁業担い手の確保・育成

16	沿岸漁業新規就業者数	沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の新規就業者数。本格的な操業に向けた取組を開始した令和3年以降の累計	— (75※) 人 ※H23～R2累計(参考)	R6 累計78 人	累計100 人以上
17	漁業経営体数	沿岸・沖合・遠洋漁業の経営体数の合計	R2 577 経営体	R6 558 経営体	500 経営体以上

4 経営の安定・強化

18	農業経営収入保険への加入件数	農業経営収入保険に加入した農業者等の件数	R2 1,515 件	R6 3,957 件	5,120 件以上
----	----------------	----------------------	---------------	---------------	-----------

第3節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進					
1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
19	担い手への農地集積率	耕地面積に対する担い手へ利用集積された農用地面積の割合	R2 37.5 %	R6 41.7 %	75 %以上
20	ほ場整備率	農振農用地の水田で、ほ場整備事業等により整備された面積の割合	R2 73.0 %	R6 76.0 %	78 %以上
21	補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	補修・更新により安定的な用水供給が維持される面積	— ha	R6 累計28,318 ha	累計63,356 ha以上
2 林業生産基盤の整備					
22	林内路網整備延長	民有林内の林道及び作業道の整備延長	R2 6,766 km	R5 7,545 km	8,860 km以上
23	木材(素材)生産量	1年間に生産される木材(素材)の量	R1 907 千m ³	R4 1,047 千m ³	1,350 千m ³ 以上
3 漁業生産基盤の整備					
24	復旧した漁場等の生産力の発揮に取り組んだ団体数	復旧・利用再開した漁場や魚礁等の管理等を行った団体数	R1 15 件	R6 累計17 件	累計20 件以上
4 戦略的な品種・技術の開発					
25	農林水産試験研究機関が開発した技術件数	当該年度に終了した試験研究課題のうち「普及に移しうる成果」等の数	— (265※) 件 ※H24～R2累計(参考)	R6 累計136 件	累計315 件以上
26	オリジナル品種等の普及割合	全作付面積に占める県オリジナル品種の作付面積の割合	R2 16 %	R5 26 %	30 %以上
27	水産試験研究機関が開発した技術の導入魚種数	開発した資源管理技術等が導入されている魚種の数(研究成果の件数も含む)	R2 14 魚種	R6 23 魚種	50 魚種以上
第4節 需要を創出する流通・販売戦略の実践					
1 県産農林水産物の安全と信頼の確保					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
28	第三者認証GAP等を取得した経営体数	第三者認証GAP(GLOBAL G.A.P.、ASIA GAP、JGAP)及びふくしま県GAPを個人又は団体で取得し、実践している経営体数	R2 680 経営体	R6 811 経営体	1,800 経営体以上
29	内水面遊漁者数	県内の河川漁場への遊漁者数	R1 39,877 人	R5 53,117 人	56,000 人以上
30	食品表示法に基づく生鮮食品の適正表示割合	食品表示法に基づき適正に表示されていることを確認した生鮮食品の割合	R1 91.2 %	R6 88.9 %	100 %
2 戦略的なブランディング					
31	「福、笑い」と全国高級ブランド米との価格比	「福、笑い」取扱店舗での全国高級ブランド米との価格比	— %	R6 101 %	100 %以上
32	ものの取引価格	東京都中央卸売市場における県産ものの平均単価	484 円/kg (H28～R2平均値)	R6 672 円/kg	589 円/kg以上
33	銘柄「福島牛」の取引価格	東京都中央卸売市場における銘柄「福島牛」の取引価格	R2 2,139 円/kg	R6 2,261 円/kg	3,008 円/kg以上
3 消費拡大と販路開拓					
34	県産米の県外での定番販売店舗数	県産米の県外量販店等での定番販売店舗数	R2 2,481 店舗	R6 2,570 店舗	3,000 店舗以上
35	県内公設市場における県産水産物取扱量の回復割合	福島市及びいわき市公設市場における県産水産物取扱量の回復割合	H29 33 %	R6 23 %	100 %以上
36	県産の食材を積極的に購入すると回答した県民の割合	県政世論調査における意識調査項目	R3 54.6 %	R6 56.6 %	70 %以上
37	県産農産物の輸出額	県内の農業団体等が輸向けに出荷した県産農産物(米、果物、牛肉、野菜、花き等)の金額	R2 227 百万円	R5 282 百万円	400 百万円以上

第5節 戦略的な生産活動の展開					
1 県産農林水産物の生産振興					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
38	農業産出額	1年間に、生産された農産物の販売金額の合計	R1 2,086 億円	R5 2,163 億円	2,400 億円以上
39	農業産出額(穀類)	米、麦類、豆類及びそばの販売金額の合計	R1 822 億円	R5 694 億円	765 億円以上
40	農業産出額(園芸)	いも類、野菜、果実、花き及び工芸作物の販売金額の合計	R1 806 億円	R5 903 億円	993 億円以上
41	農業産出額(畜産)	肉用牛、乳用牛、豚、鶏及びその他畜産物の販売金額の合計	R1 435 億円	R5 542 億円	616 億円以上
42	農産物販売金額1,000万円以上の農業経営体数	農産物販売金額1,000万円以上の経営体数の合計	R2 2,751 経営体	R6 2,300 経営体	3,500 経営体以上
43	林業産出額	木材(素材)、栽培きのこ及びその他(薪、木炭等)の産出額合計	R1 106 億円	R5 133.5 億円	152 億円以上
44	栽培きのこ生産量	栽培きのこ生産量	R1 4,665 t	R5 5,400 t	7,100 t 以上
45	海面漁業・養殖業産出額	海面漁業及び養殖業産出額(属人)の合計	H30 97 億円	R5 111 億円	200 億円以上
2 産地の生産力強化					
46	スマート農業技術等導入経営体数	水稻(大規模経営体)・園芸・畜産におけるスマート農業等技術の導入経営体数	R2 525 経営体	R6 1,092 経営体	1,700 経営体以上
47	スマート農業技術等を導入した大規模稲作経営体数	スマート農業等を導入した大規模稲作経営体(20ha以上)の数	R2 103 経営体	R6 209 経営体	300 経営体以上
48	スマート農業技術等を導入した園芸経営体数	スマート農業等を導入した園芸経営体数	R2 364 経営体	R6 683 経営体	1,160 経営体以上
49	スマート農業技術等を導入した畜産経営体数	スマート農業等を導入した畜産経営体数	R2 58 経営体	R6 200 経営体	240 経営体以上
50	夏秋きゅうり栽培における施設化割合	夏秋きゅうり栽培に占める施設化割合	R2 50 %	R6 56 %	60 %以上
51	ももの10a当たりの生産量	ももの10a当たりの生産量	R2 1,500 kg/10a	R6 1,890 kg/10a	1,900 kg/10a以上
52	県内肉用牛農家1戸当たりの飼養頭数	肉専用種及び肉用に利用する牛における農家1戸当たりの飼養頭数	R2 26.6 頭	R6 34.4 頭	38 頭以上
53	県内酪農家1戸当たりの飼養頭数	搾乳を目的として飼養している牛における酪農家1戸あたりの飼養頭数	R2 40.1 頭	R6 50.2 頭	74 頭以上
54	森林経営計画認定率	地域森林計画対象森林面積に占める森林経営計画認定面積の割合	R2 15 %	R5 12 %	32 %以上
55	森林経営管理権集積計画の作成面積	森林経営管理制度に基づく経営管理権集積計画の作成・公告による経営管理権の設定面積	R2 184 ha	R5 累計576 ha	累計6,250 ha以上
3 産地の競争力強化					
56	水稻オリジナル品種の作付面積割合	種子注文数量に基づく推計作付面積に占める県オリジナル品種の作付面積の割合	R3 22.9 %	R6 22.6 %	37 %以上
57	花きの輸出額	花きの主要卸売市場における県産花きの輸出金額の合計	R2 58 百万円	R6 75 百万円	145 百万円以上
58	消費地市場における県産水産物の平均単価回復割合	東京都卸売市場における福島県産水産物の平均単価回復割合	R2 136 %	R6 122 %	100 %以上
59	有機農業等の取組面積	有機JAS認証面積、特別栽培認証面積、米の特別栽培(ガイドライン)面積の合計	R2 2,957 ha	R5 2,931 ha	6,000 ha以上
60	地球温暖化等の気候変動に対応した農産物の生産技術の開発件数	「普及に移しうる成果」及び「参考となる成果」のうち、気候変動に対応した技術の数	— 件	R6 累計27 件	累計 10 件以上

第6節 活力と魅力ある農山漁村の創生					
1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
61	自然と伝統が残る農山漁村地域を大切にしたいと思う県民の割合	県政世論調査における意識調査項目	R3 86.1 %	R6 85.4 %	95 %以上
62	森林づくり意識醸成活動参加者数	森林づくりや緑化活動、森林環境学習活動等への参加者数	R2 114,918 人	R5 183,847 人	170,000 人以上
2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮					
63	地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積の割合	農業振興地域内の農用地等の面積のうち共同活動により保全管理された農地・農業用水等の面積が占める割合	R2 51 %	R6 54 %	57 %以上
64	遊休農地の解消面積	「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」による遊休農地解消面積	— ha (参考: R2実績 430ha)	R5 累計2,564 ha	累計4,500 ha以上
65	河川・湖沼の漁場環境保全等に取り組む人数	河川・湖沼の多面的機能の維持・発揮に関わる内水面漁業協同組合の組合員(正・准)数	R2 12,735 人	R5 12,223 人	12,000 人以上
3 快適で安全な農山漁村づくり					
66	野生鳥獣による農作物の被害額	野生鳥獣により被害を受けた農作物の被害額	R2 198,391 千円	R5 139,593 千円	90,000 千円以下
67	防災重点農業用ため池整備着手数	防災工事等推進計画に基づき安全性を確保する工事に着手した防災重点農業用ため池の数	R3 4 箇所	R6 23 箇所	124 箇所以上
68	治山事業により保全される集落数	治山事業の実施により山地災害防止機能が確保された集落数	R3 1,097 集落	R6 1,129 集落	1,179 集落以上
4 地域資源を活用した取組の促進					
69	農産物の加工や直売等の年間販売金額	農業生産関連事業の販売金額	R1 447 億円	R5 543 億円	570 億円以上
70	木質燃料使用量	県内木質バイオマスエネルギー利用施設における木質燃料使用量	R1 631 千t	R5 605 千t	900 千t 以上

2 福島県農林水産業振興計画の指標（地方別）

県北地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 60 人	R6 115 人	96 人
2	ももの販売額	R2 5,075 百万円	R6 8,411 百万円	6,271 百万円
3	きゅうりの販売額	R2 4,312 百万円	R6 5,053 百万円	5,000 百万円
4	森林整備面積	R2 753 ha	R6 634 ha	800 ha
5	森林づくり意識醸成活動参加者数	R2 21,616 人	R6 24,710 人	25,000 人
県中地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 42 人	R6 48 人	69 人
2	きゅうり生産農家の1戸当たりの販売額	R1 2,978 千円	R6 3,905 千円	3,430 千円
3	森林整備面積	R2 1,391 ha	R5 1,186 ha	1,920 ha
県南地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 23 人	R6 36 人	43 人
2	ほ場整備率	R2 74.2 %	R6 75.9 %	76.9 %
3	森林整備面積	R2 730 ha	R6 709 ha	1,040 ha
会津地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 46 人	R6 49 人	63 人
2	大規模経営体(30ha以上)が占める水田面積の割合	R2 8.0 %	R6 15.0 %	25.0 %
3	主要園芸品目の販売額	R2 30.2 億円	R6 32.8 億円	38.5 億円
4	森林整備面積	R2 871 ha	R5 697 ha	1,280 ha

南会津地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 14 人	R6 9 人	18 人
2	ほ場整備地区における農地集積面積	R2 19.3 ha	R6 218.7 ha	254 ha
3	森林整備面積	R2 822 ha	R5 558 ha	1,040 ha
4	教育旅行における農家民泊受入者数	R2 0 人	R6 447 人	6,000 人
相双地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	営農可能な面積のうち再開した面積の割合	R1 35 %	R6 51.4 %	75.0 %
2	新規就農者数	R3 28 人	R6 51 人	66 人
3	ほ場整備率	R2 63.6 %	R6 72.3 %	80.0 %
4	森林整備面積	R2 689 ha	R6 553 ha	720 ha
5	沿岸漁業生産額 (※相双地方といわき地方の合算)	R2 21 億円	R6 36 億円	100 億円以上
いわき地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 20 人	R6 14 人	45 人
2	新規就農者の雇用受入(研修含む)を行う農業法人数	R2 8 法人	R6 17 法人	11 法人
3	ほ場整備率	R2 54.1 %	R6 59.3 %	60.0 %
4	森林整備面積	R2 757 ha	R6 493 ha	1,200 ha
5	木材(素材)生産量	R1 174 千m ³	R4 156 千m ³	191 千m ³
6	沿岸漁業生産額 (※相双地方といわき地方の合算)	R2 21 億円	R6 36 億円	100 億円以上

用語解説

あ

●エコファーマー

堆肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入計画について、知事が認定した農業者の呼称です。

か

●環境と共生する農業

(かんきょうときょうせいするのうぎょう)

自然環境を守りながら、安全・安心な農産物を生産するため、農業の持つ物質循環機能をいかし、生産性との調和を図りながら、地域における有機性資源の循環利用を図ることを基本とした農業のことです。環境保全型農業ともいいます。

●GAP [Good Agricultural Practice]

(ぎやっぷ)

農業生産の現場において、食品の安全確保をはじめ、環境保全、労働安全などの観点から、安全に農業生産を実施するための管理ポイントを整理し、それを記録、検証して、より良い農業を実践するための活動のことです。農業生産工程管理と訳されています。



●緊急時モニタリング（きんきゅうじもにたりんぐ）

原子力施設に異常状態が生じ、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合には、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方公共団体及び原子力事業者はそれぞれの防災計画に従い、所要の防災対策を講ずることとなっており、その防災対策の一環として、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために実施されるモニタリングのことです。

農林水産物では、出荷・販売用を対象に安全性の確認及び消費者に対する正確な情報の提供を目的として、県がモニタリング検査を行っています。

●グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ「滞在型の余暇活動」のことです。

さ

●持続性の高い農業生産方式（じぞくせいのたかいのうぎょうせいさんほうしき）

堆肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産の方法のことです。

●実需者（じつじゅしゃ）

生産された農産物などを加工・販売するために必要とする人（食品加工業者など）のことです。

●集落営農（しゅうらくえいのう）

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農を行うことです。

●水稻直播栽培（すいとうちょくはさいばい）

育苗や田植えを行わず、ほ場に直接播種し、育てる栽培技術です。育苗、田植えのコストや手間を省くことができます。

●スマート農業

ロボット、A I、I C Tなど先端技術を活用して省力化や高品質生産を実現する新しい農業のことです。

た

●W C S [ホールクロップサイレージ]

(だぶりゅーしーえす)

牧草及び飼料作物等をサイロ等に詰める、またはロール状に整形してプラスチックフィルムでラッピングすることで乳酸発酵させ、保存性を高めた飼料をサイレージといい、植物（飼料作物）の子実と茎葉部を混合してサイレージ化したものをホールクロップサイレージといいます。稲のホールクロップサイレージは、平成 20 年から、米の生産調整の取組として取り扱う米穀等に含まれるとともに、昨今の輸入飼料の高騰を背景として、作付拡大が図られています。

●地域産業 6 次化（ちいきさんぎょうろくじか）

農林水産業の 6 次産業化や農商工連携などの動きを発展させ、農林水産業と食品加工業や観光産業との連携を推進するなど、これまでの枠組みを超えた異業種や産学民官など多様な主体が連携・融合した新たな地域産業を創出する幅広い取組を「地域産業 6 次化」と定義し、戦略的に推進しています。

●中山間地域等直接支払事業

(ちゅうさんかんちいきとうちよくせつしはらいじぎょう)

中山間地域において、水源のかん養等の多面的機能を確保するため、耕作放棄地の発生防止など、適切な農業生産活動に対して、一定の条件の下で直接支払を実施する事業です。

●地理的表示（G I）保護制度

その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で生まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を地域の知的財産として保護する制度です。

●登熟（とうじゅく）

米、麦、豆類の種子が次第に発育・肥大していくことをいいます。

●特別栽培（とくべつさいばい）

化学肥料と化学合成農薬の使用量を、その地域の慣行栽培に比べて 5 割以上削減した栽培方法です。

な

●認定農業者（にんていのうぎょうしゃ）

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、経営者自らが、経営規模の拡大や生産方式の合理化等に関する経営改善計画を作成し、市町村長等の認定を受けた農業者のことです。

●農業産出額 [農業粗生産額]

(のうぎょうさんしゅつがく)

農業生産活動によって生産された最終産物の総生産額のことです。

は

●バイオマス

有機性（光合成によってつくり出される生物由来の）資源の総称です。バイオマスは、太陽、水、炭酸ガス、植物があれば繰り返し生産し、活用することができます。

●販売農家（はんばいのうか）

農家の中で、経営耕地面積が 30 アール以上、または農産物販売額が 50 万円以上の農家のことです。

●副業的農家（ふくぎょうてきのうか）

65 歳未満の農業従事 60 日以上の者がいない農家のことです。

や

●有機農業（ゆうきのうぎょう）

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないこと、さらに農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産方式で行う農業のことです。

●遊休農地（ゆうきゅうのうち）

遊休農地とは、農地法において、①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②その農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）と定義されています。

福島県農業・農村振興条例

目 次

前 文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針（第7条）

第2節 農業及び農村振興の主要施策（第8条－第18条）

第3章 農業及び農村の振興に関する施策の推進（第19条－第22条）

附 則

福島県の農業及び農村は、緑豊かな恵まれた自然と広大な県土にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより地域社会の形成と県民生活の向上に大きな役割を担うとともに、林業、水産業と連携を図りつつ、森・川・海とめぐる循環の理念の下、県土の保全にも重要な役割を果たしてきた。

近年、世界的な人口の増加による食料の不足、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化、農業就業人口の減少や高齢化及び耕作放棄地の増加、さらには新たな環境問題の発生など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本県の農業を魅力あるものとし活力のある農村を築き上げるには、大消費地に近接するという地理的な優位性、さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域特性を生かしながら、中通り、会津、浜通りと地域ごとに特色ある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究及び普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、県土の保全や環境を調和した農業を推進するとともに、良好な景観の形成といった農業及び農

村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者自らの意欲はもとより、県民一人一人が農業に対する認識を共有しながら県産農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

こうした中で発生した東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、農業及び農村を取り巻く環境に重大な影響をもたらし、特に、原子力災害による放射性物質の影響は、甚大な被害をもたらした。この災害から立ち上がり、これを乗り越えていくため、本県の農業及び農村の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要である。

このような考え方に立って、福島県の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐとともに、広くその振興の方策を明らかにするために、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 農業は、その有する農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこ

れらが効率的かつ安定的に組み合わせられた農業が確立されるとともに、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。

3 農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

4 東日本大震災により甚大な被害を受けた農業及び農村は、農産物の信頼回復及び活力ある農村復活のため、復興再生が図られなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、国に対して農業及び農村に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

（市町村の役割）

第4条 市町村は、当該市町村の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業及び農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（農業者及び農業関係団体の努力）

第5条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全かつ良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むよう努めるものとする。

（県民の役割）

第6条 県民は、農業及び農村に対する理解と関心を深め、農業及び農村への認識を広く共有するとともに、県産農産物の消費及び利用を進めることにより、農業及び農村の振興への協力に

努めるものとする。

第2章 農業及び農村の振興に関する

基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。

二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。

三 安全かつ良質な食料供給の確立を図るとともに健全な食生活の普及及び定着に努めること。

四 環境と調和し持続的に発展する農業の確立を図るとともに林業及び水産業との連携に努めること。

五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

第2節 農業及び農村振興の主要施策

（農業の担い手の確保等）

第8条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、放射線への対応を含めた農業に関する教育及び研修の実施、就農支援その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、営農再開への支援その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業経営の安定等）

第9条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業生産性の向上）

第10条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業技術の向上等）

第 11 条 県は、放射線への対応を含めた農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、農業及び農村振興のため、農地の除染の着実な推進その他必要な措置を講ずるものとする。

（地域の特性を生かした農業の促進）

第 12 条 県は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、生産構造の変革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

（農産物の販路の拡大等）

第 13 条 県は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、県産農産物の安全性の確保、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、県産農産物の検査体制の更なる強化促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業関係団体との連携強化）

第 14 条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

（環境と調和した農業の推進）

第 15 条 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

（都市と農村との交流の促進）

第 16 条 県は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（中山間地域等の総合的な振興）

第 17 条 県は、中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。以下同じ。）の総合的な振興を図るため、中山間地域等の農業生産基盤と生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した産業の複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

（多面的機能に関する県民理解の促進）

第 18 条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 農業及び農村の振興に関する 施策の推進

（基本計画の策定）

第 19 条 知事は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

（年次報告）

第 20 条 知事は、毎年、福島県議会に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第 21 条 県は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（啓発）

第 22 条 県は、農業及び農村の振興に関する県民理解の促進のための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔平成 13 年 3 月 27 日公布（施行）〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔平成 25 年 10 月 11 日公布（施行）〕